

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月13日（令和5年（行情）諮問第619号）

答申日：令和6年4月19日（令和6年度（行情）答申第17号）

事件名：行政文書ファイル「公務員宿舍執務参考資料（平成29年度）」につ
づられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に
対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7（以下、併せて「本件対象文
書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示した各決定は、妥当で
ある。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月10日付け防官文第16
1号及び令和5年3月31日付け同第7537号により防衛大臣（以下
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定
（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」と
いう。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録があれば、それについても特定を求めるものである。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決
定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体
の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）
をすること」を求めるものである。

（2）原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ
きである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年1月10日付け防官文第161号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年3月31日付け同第7537号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書7について、法5条4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分1及び原処分2）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に関する本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条4号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (3) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条4号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (5) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 令和6年4月12日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「公務員宿舎執務参考資料（平成29年度）」につづらられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2016年度，大分類：宿舎，中分類：宿舎管理，名称（小分類）：公務員宿舎執務参考資料（平成29年度））である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書7（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづらられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められる。上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保

有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところによれば、標記不開示部分には、公務員宿舎の名称及び所在に関する情報等が記載されていると認められるが、それらの一部には、「単純廃止宿舎一覧表」に掲載されていたり、解体工事を行うとされている等の公務員宿舎も含まれているので、その点に関し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、それらの公務員宿舎については、複数ある棟や部屋の一部のみが廃止等されたり、同じ場所に同じ宿舎名として建て替えされたりしたもので、いずれも原処分当時に現存した公務員宿舎である旨補足して説明する。

諮問庁の上記補足説明を覆すに足りる事情はないので、その内容も踏まえて検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがある旨の諮問庁の説明(別表の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2016年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	公務員宿舎執務参考資料(平成29年度)

2 (本件対象文書)

文書1	平成29年度	公務員宿舎概算要求の概要(表紙のみ。)
文書2	平成29年度	公務員宿舎概算要求の概要(表紙を除く。)
文書3	平成29年度	公務員宿舎概算要求 参考資料①
文書4	平成29年度	公務員宿舎概算要求関連執務資料①
文書5	平成29年度	公務員宿舎予算要求の概要
文書6	平成29年度	公務員宿舎予算要求 参考資料②
文書7	平成29年度	公務員宿舎予算要求関連執務資料②

別表（不開示とした部分及び理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	17枚目ないし20枚目、23枚目及び24枚目のそれぞれ一部	<p>公務員宿舎の所在等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。</p>
文書 3	6枚目、9枚目、12枚目及び13枚目のそれぞれ一部	
文書 4	7枚目、9枚目、10枚目、15枚目ないし23枚目、27枚目ないし30枚目、32枚目ないし35枚目、39枚目、41枚目、43枚目、47枚目ないし57枚目、59枚目ないし69枚目、71枚目ないし73枚目、76枚目ないし78枚目、80枚目及び81枚目のそれぞれ一部	
文書 5	18枚目ないし21枚目及び24枚目のそれぞれ一部	
文書 6	6枚目、9枚目、12枚目及び13枚目のそれぞれ一部	
文書 7	6枚目、8枚目、9枚目、14枚目ないし22枚目、26枚目ないし29枚目、31枚目ないし34枚目、38枚目、40枚目、42枚目、46枚目ないし55枚目、57枚目ないし66枚目、68枚目ないし70枚目、73枚目、74枚目、76枚目及び77枚目のそれぞれ一部	